

事務事業名		消費者保護対策事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業					
政策体系	政策名	015 やすらぎある安全なまちづくりの推進		事業期間		予算科目					
	施策名	215 消費者の自立支援		单年度のみ 单年度繰返 (開始 平成3 年度～) 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入		会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	012 相談・支援体制の充実				01	07	01	05	00	02
根拠法令		消費者安全法、大船渡市消費者救済資金貸付要綱				事務事業区分					
所属	部課名	生活福祉部市民環境課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)							
	課長名	伊藤 真紀子									
	係名	生活安全係	電話	0192-27-3111							
	担当者	佐々木 浩久	内線	127							
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
<p>市民の消費生活トラブルの防止、被害回復、消費者教育などを行うため、消費生活センターを設置。消費生活相談員を配し、相談業務及び消費者啓発業務を行う。相談員は、県主催の研修への参加等で、相談技術等の知識を深め、資質向上を図りながら、市民の相談に対応とともに、消費者被害防止のため、啓発を行う。主な事務は、①相談の受付・相談及び斡旋②市広報での消費生活情報の提供③各種研修会への講師派遣による出前講座など。</p> <p>また、多重債務で苦しむ市民の自立を支援するため、「消費者救済資金貸付制度」を行っている消費者信用生活協同組合(信用生協)に対し、貸付資金を預託している。信用生協では、相談者の状況に応じて、資金貸付を行っている。主な事務は、①信用生協への資金預託②相談者の受付③資金融資。融資枠は、債務整理資金=預託額の4倍、生活再建資金=預託額の1倍。(②③は信用生協で行なう。)</p> <p>事業費は、相談員報酬、負担金、預託金などに支出される。</p>						総投人量	国庫支出金				
							都道府県支出金				
						地方債					
						その他					
						一般財源					
						事業費計(A)	0				
						正規職員従事人数					
						延べ業務時間					
						人件費計(B)	0				
						トータルコスト(A)+(B)	0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

消費生活センターにおいて消費生活相談、広報等での啓発を実施した。
信用生協に対し、貸付金17,000千円を預託。内訳は債務整理資金貸付10,000千円(融資枠: 預託額の4倍(40,000千円))、生活再建資金貸付7,000千円(融資枠: 預託額の1倍(7,000千円))で貸付を行った。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

引き続き消費生活センターにおいて消費生活相談や広報等での啓発を行う。
貸付実績をもとに、信用生協に対し17,000千円を預託。内訳は債務整理資金貸付10,000千円(融資枠: 預託額の4倍(40,000千円))、生活再建資金貸付7,000千円(融資枠: 融資額の1倍(7,000千円))。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

多重債務者等の相談者、市民

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

相談者に債務を整理してもらう。

消費生活に関する知識を深めてもらう。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

消費生活に関する知識の習得による消費者被害の軽減及び自立。

多重債務からの救済による自立支援。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 消費生活相談件数	件
イ 消費者啓発広報	回
ウ 信用生協の相談件数	件

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 市民	人
キ 信用生協への相談者数	人

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 貸付件数(新規貸付件数)	件
シ 融資残高	円
ス 貸付枠外の融資残高	円

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(実績)		30年度(実績)		元年度(実績)		2年度(実績)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計(A) 千円	27,443 32,161 373 36,960 2 1,200 4,800 41,760	23,345 30,235 524 34,646 2 1,200 4,800 39,446	20,344 3,188 3,181 26,533 2 1,200 4,800 35,399	18,447 3,409 3,409 23,558 2 1,200 4,800 31,333	35,471 36,234 36,234 28,358 2 1,200 4,800 28,358	21,858 21,858 21,858 26,658 2 1,200 4,800 26,658
⑤活動指標	ア 件	265	4,426	3,887			322	300	311	271	248		
	イ 回	6	1,200	1,200			6	6	6	6	6		
	ウ 件	25	32,161	30,235			30	27,443	32,345	35,471	34,796		
⑥対象指標	カ 人	38,167	37,633	36,933			30	36,933	36,234	35,471	34,796		
	キ 人	25	30	30			32	30	32	32	28		
	ク												
⑦成果指標	サ 件	65(11)	60(13)	51(13)			51(13)	51(12)	42(6)	28(1)			
	シ 円	42,971,620	35,541,397	32,390,347			42,012,793	38,285,774	26,449,894				
	ス 円	0	0	0			0	0	0	0	0		

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

県内で多重債務者が急増し、社会問題となつたこと、また、悪質商法被害が増加したため、その対応策として平成3年に開始した。

(2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

多重債務のきっかけとなる借入動機は、主に生活費や遊興・飲食・交際費などであったが、長引く不況の影響による失業や低収入により、生活費のために借り入れを行う相談者の割合が増加した。貸金業法の改正により、新たな多重債務の発生は抑制されるとしているものの、借入先に窮した消費者がヤミ金利用に陥る危険性が高まることが懸念されている。

また、消費者三法の成立により、消費生活相談は住民に身近な市町村が行うところとなったことから、平成24年4月に消費生活センターを気仙2市2町共同で設置した。悪質商法や架空請求など、消費生活問題は日々多様化している状況である。

(3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

信用生協への預託は、多重債務整理等を目的としているが、貸付であるため根本的な債務の解消に繋がらないのではないかとの意見がある一方で、公的機関が債務整理を支援するということで、安心して相談できるとの意見がある。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	多重債務等で困窮する市民の救済や、市民への消費生活情報の提供が、消費者の自立支援に結びつき、やすらぎある安全なまちづくりの推進につながる。	
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	なぜこの事業を当市が行わなければならぬのか？税金を投入して、達成する目的か？	多重債務に陥っている場合、銀行等からの借入は困難であり、債務整理のために利息が高い消費者金融や非正規金融からの借入に頼ることで、安定した生活を送れなくなる。そのような相談者を救済できる機関は他にない。また、消費生活相談に関しては、消費者安全法により地方自治体が行う事務となっている。	
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】
効率性評価	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	相談者の状況に応じて相談及び貸付事業を行っており、適切である。	
	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】
公平性評価	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	多重債務及び消費生活関係の相談件数は、社会情勢等によっても変化し、減少傾向にはあるものの根絶は困難である。	
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】
公平性評価	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	多重債務を整理できず生活に困窮する市民及び悪質商法の被害に遭う市民のための相談窓口がなくなり、市民生活の安定に影響する。	
	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
効率性評価	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	預託額は前年度の実績等により算出されており、市が預託額を確保できない場合、本制度の利用者が高い利率を支払うこととなり、救済の意図から外れる。また、消費生活センター運営費は人件費が大部分を占め、気仙2市1町が共同で負担している。	
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	多重債務にかかる相談者への対応は信用生協が行い、当市には人件費にかかる負担はほとんどない。また、消費生活相談については、相談業務など正職員以外が行えるものは、すでに会計年度任用職員である相談員があたつておらず、削減の余地は無い。	
	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】
公平性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	誰もが多重債務や消費者トラブルに陥りやすい状況にあり、困窮する市民を救済する必要がある。	

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- 1 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

今後とも継続して、多重債務等又は消費生活関係の問題で困窮する市民に対し、相談・貸付等を行い、解決に導く支援に取り組む。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成 果	向 上		
	維 持	●	✗
	低 下	✗	✗

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- 1 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

消費生活トラブルはあとを絶たず、引き続き、消費生活センターでの相談機会の提供と、広報等を通じた情報提供などの啓発に努めていく。